

## 吹田市子育て世帯家事・育児支援事業委託事業者募集要項

### 1 業務内容等

#### (1) 委託業務名

吹田市子育て世帯家事・育児支援事業委託業務

#### (2) 業務の概要

家庭の養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦及びヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、支援員が訪問し、家事・育児等の支援を実施します。

この事業において、ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のうち18歳未満の者をいいます。

#### (3) 業務の仕様

別紙 「吹田市子育て世帯家事・育児支援事業委託業務仕様書」のとおり

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### (5) 契約書案

別紙 「吹田市子育て世帯家事・育児支援事業委託業務契約書案」のとおり

### 2 応募資格

吹田市内に事業所を有し、次の要件を全て満たす事業者とします。

#### (1) 従業員を5名以上雇用し、事業開始から3年以上経過している事業者

#### (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（訪問系サービスに限る。）若しくは介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定を受けている事業所又は本市で子育て支援に資する事業の実績があり訪問系サービスに係る専門職を配置する等の同等の援助を提供できる事業者

#### (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない事業者

#### (4) 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けていない事業者

#### (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生再生手続開始の申立てがなされている場合は、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている事業者

#### (6) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年

1 1月13日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けておらず、また同要領別表に掲げる措置要件に該当しない事業者

(7) 利用者の派遣要望に応えることができるスタッフ(派遣ヘルパー)を有するなど、本事業の適切な運営が確保できる事業者

(8) 本事業に係る契約書、仕様書及び関係法令等を遵守できる事業者

(9) こども家庭庁作成「子育て世帯訪問支援事業ガイドライン」に規定される研修をすでに実施している、又は今後速やかに実施できる事業者

### 3 委託料

委託料は、単価契約(実績払)とし、利用区分に応じて定める支援員訪問費及び事務費・管理費とします。

委託料は1か月ごとに計算し、請求のあった日から30日以内に支払います。

#### (1) 支援員訪問費(消費税は非課税)

| 利用者区分 | 区分の内容              | 1時間当たりの金額  | 1件当たりの金額 |        |
|-------|--------------------|--|----------|--------|
| A     | 生活保護世帯             | 3,000円   | 1,860円   |        |
| B     | 年間利用<br>96時間<br>以内 | 市民税非課税世帯(事業を申請する日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)               | 3,000円   | 1,860円 |
|       | 年間利用<br>97時間<br>以上 | 市民税非課税世帯(事業を申請する日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)               | 2,700円   | 1,860円 |
| C     | 年間利用<br>48時間<br>以内 | 市民税所得割課税額 77,101 円未満世帯(事業を申請する日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度) | 3,000円   | 1,860円 |
|       | 年間利用<br>49時間<br>以内 | 市民税所得割課税額 77,101 円未満世帯(事業を申請する日の属する月が4月から6月までの場合にあっては、前年度) | 2,400円   | 1,860円 |
| D     | 上記以外の世帯            | 2,100円   | 1,860円   |        |

※ 1日の利用が複数の場合は、それぞれを1件とします。

※ 被措置決定世帯は利用者区分Aに準じます。

(2) 事務費・管理費（消費税は非課税）

|         |         |                      |
|---------|---------|----------------------|
| 1 か月あたり | 47,000円 | ただし、1 件以上の利用がある月に限る。 |
|---------|---------|----------------------|

4 利用者負担額

事業者が利用者から徴収する利用負担額は以下の単価とします。

| 利用者区分 | 区分の内容              | 1 時間当たりの金額 |
|-------|--------------------|------------|
| A     | 生活保護世帯             | 0円         |
| B     | 年間利用<br>96時間<br>以内 | 0円         |
|       | 年間利用<br>97時間<br>以上 | 300円       |
| C     | 年間利用<br>48時間<br>以内 | 0円         |
|       | 年間利用<br>49時間<br>以上 | 600円       |
| D     | 上記以外の世帯            | 900円       |

※ 被措置決定世帯は利用者区分Aに準じます。

## 5 申請手続き等

下記により、申請書及び添付書類を1部提出してください。

### (1) 提出書類

ア 吹田市子育て世帯家事・育児支援事業委託事業者申請書（新規 又は 継続）

イ 事業者の概要

ウ 定款、寄附行為又はこれに類する書類

エ 指定書の写し（指定障害福祉サービス事業者又は指定居宅サービス事業者の場合）

オ 従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表

カ 支援員への研修実施状況・予定報告書

（研修実施項目は別表1のとおり）

キ 利用者の都合により事業が中止となった場合の取り扱いについて

### (2) 提出期間・方法

随時受付しています。下記の提出先までメール、持参又は郵送してください。

（土日・祝日・年末年始を除く、午前9時から午後5時30分まで）

### (3) 提出先

吹田市出口町19番2号（総合福祉会館3階）

吹田市児童部家庭児童相談室

電話：06 - 6384 - 1472

FAX：06 - 6384 - 1175

E-mail：ko-home@city.suita.osaka.jp

## 6 審査及び契約

提出書類により審査を行い、事業を委託することが適当と認められる事業者を受注者と決定し、契約を締結します。

## 7 その他

提出された応募書類は、一切返却しません。

別表1（支援員への研修実施項目関係）

|  |
|--|
| 1 吹田市子育て世帯家事・育児支援事業（以下「事業」といいます。）に従事する支援員対象  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業の目的</li> <li>(2) 事業の内容</li> <li>(3) 支援の方法</li> <li>(4) 個人情報の適切な管理や守秘義務</li> </ul>   |
| 2 事業のうち、育児・養育支援の業務に従事する支援員対象   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) AEDの使用方法（消防本部が実施する救命入門講習に準ずるもの）</li> <li>(2) 心肺蘇生等の実習（消防本部が実施する救命入門講習に準ずるもの）</li> <li>(3) 安全チェックリスト（別表2）の活用<br/>※子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（令和6年3月30日付けこ成環第120号別添1）</li> <li>(4) ヒヤリハット事例検討</li> </ul> |

別表2（安全チェックリスト関係）

安全チェックリスト（子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（令和6年3月30日付け成環第120号別添1））抜粋

- (1) 火災や地震の際の避難場所を知っていますか。
- (2) 119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。
- (3) 緊急連絡先（依頼会員、センター、かかりつけ医など）を控えていますか。
- (4) 階段や段差のあるところには、こどもが落ちないように対策がしてありますか。
- (5) ドアがボタンと閉まらないような対策がしてありますか。
- (6) たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、刃物などをこどもの手の届かないところに置いていますか。
- (7) 硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなどこどもが飲み込んでしまうようなものは こどもの手の届かないところに置いていますか。
- (8) ビニール袋やラップなどをこどもの手の届かないところに置いていますか。
- (9) 熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどをこどもの手の届かないところに置いていますか。
- (10) 反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、 こどもの手の届かないような対策がしてありますか。
- (11) 浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしませんか。浴室に鍵をかけるなど、こどもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。
- (12) こどもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。1人で出ないように鍵をかけましたか。
- (13) こどもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとってありますか。
- (14) こどもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。
- (15) ブラインドの紐はこどもが首をひっかけてしまわないように、こどもが届かない高さでくくってありますか。